

答 申

第1 審査会の結論

大網白里市長が令和7年10月15日付け都指令第62号－1、都指令第62号－2及び都指令第62号－3により行った部分開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 保有個人情報開示請求

審査請求人は、令和7年10月10日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、別表の保有個人情報欄に掲げる保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報開示請求3件を行った。

2 保有個人情報部分開示決定

大網白里市長（以下「処分庁」という。）は、令和7年10月15日付けで、法第82条第1項の規定により、本件保有個人情報について法第78条第1項第2号に該当し、不開示情報に係る部分を除いた部分について開示することをそれぞれ決定（以下「本件各処分」という。）し、保有個人情報開示決定通知書によりその旨を通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和7年10月17日付けで、本件各処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件各処分に対し、それぞれ審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

第3 本件各審査請求の併合

審査請求人は、本件各処分に対し、それぞれ審査請求を提起しているが、不開示情報に係る部分の概要及びその理由が同一であり、本件各審査請求の趣旨及び理由も同様であることから、効率的な審議を行うため、審査庁である大網白里市長は、当該3件の審査請求を併合した。

第4 審査請求人の主張

審査請求人の主張は以下のとおりである。

1 審査請求書

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件各処分の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

処分の理由とされた、特定の個人を識別できるという事実はない。

不開示決定した部分のうち特定の個人を特定することができない部分は、開示すべきである。

2 意見書

大網白里市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が審査請求人に対して意見書又は資料の提出を求めたところ、令和8年5月13日付けで審査請求人から意見書の提出があり、その内容は以下のとおりである。

(1) 簡単な経緯説明

大網駅東土地地区画整理事業における市の対応についての審査請求人の見解

(2) 質問状

審査請求人が処分庁に提出した質問状の写し。

第5 処分庁の主張

処分庁の主張は以下のとおりである。

1 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 本件処分に至るまでの経緯

(1) 審査請求人は、令和7年10月10日、法第77条第1項の規定により、処分庁に対し、本件保有個人情報の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 処分庁は、本件開示請求に対応する保有個人情報として、「大網白里都市計画事業大網駅東土地地区画整理事業に関する個別記録簿（本件保有個人情報）」を特定し、令和7年10月15日、本件保有個人情報が法第78条第1項第2号に規定する不開示情報が記録されている保有個人情報に該当することを理由として、それぞれ本件保有個人情報の一部を開示する部分開示を決定する処分（以下「本件各処分」という。）を行った。

3 本件各処分の内容

本件各処分の内容は、処分庁が審査請求人に対し令和7年10月15日付け都指令第62号－1、第62号－2及び第62号－3で行った本件開示請求に対する部分開示にかかる処分である。本件各処分は、令和7年10月10日付けで処分庁に対してなされた、法第77条第1項の規定による保有個人情報の開示請求に対して、本件保有個人情報に法第78条第1項第2号に規定する不開示情報が含まれるものと判断したことから、法第82条第1項の規定により本件保有個人情報の一部を開示したものである。

4 本件各処分理由

(1) 法令等の定め

法では、保有個人情報の開示に関して次のように定めている。

(保有個人情報の開示義務)

第 78 条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 略

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(7) 略

(2) 事実の法令等への該当性

ア 本件開示請求に対応する保有個人情報について

本件開示請求に対応する保有個人情報の内容は、大網白里市が施行する大網白里都市計画事業大網駅東土地区画整理事業（以下「本件事業」という。）に係る権利者への対応の際、個別の対応記録として作成された「個別記録簿」である。「個別記録簿」には、権利者との本件事業の仮換地指

定や移転交渉に係る内容や、交渉のやり取りの詳細を記載しており、その内容は当該権利者の意見や要望、考え方等であるが、当該権利者以外の第三者への対応についても記録されたものもある。

本件個人情報には請求人に係る「個別記録簿」であり、審査請求人本人に係る「特定の個人を識別することができる情報」は開示となるが、審査請求人以外の第三者に係る「特定の個人を識別することができる情報」については、法第78条第1項第2号の規定に基づき不開示とし、部分開示としたものである。

イ 不開示の理由

(7) 別表の保有個人情報1の項に掲げる保有個人情報（以下「保有個人情報1」という。）

a 開示することができない部分

「相手方記載部分」、「対応内容記載部分」

b 市の担当者が当該権利者（審査請求人）以外の第三者とやりとりを行った内容であり、「相手方記載部分」には、第三者の氏名及び続柄が記載されており、それ自体で審査請求人以外の特定の個人を識別することができ、「対応内容記載部分」には、第三者とのやりとりが記載されており、他の情報と照合することにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができる。したがって、それぞれ法第78条第1項第2号に該当する。

(4) 別表の保有個人情報2の項に掲げる保有個人情報（以下「保有個人情報2」という。）

a 開示することができない部分

「相手方記載部分」、「対応内容記載部分（当該権利者（審査請求人）以外の第三者とのやりとりに関する部分に限る。）」

b 市の担当者が当該権利者（審査請求人）以外の第三者とやりとりを行った内容であり、「相手方記載部分」には、第三者の氏名及び続柄が記載されており、それ自体で審査請求人以外の特定の個人を識別することができ、「対応内容記載部分」には、第三者とのやりとりが記載されており、他の情報と照合することにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができる。したがって、それぞれ法第78条第1項第2号に該当する。

(5) 別表の保有個人情報3の項に掲げる保有個人情報（以下「保有個人情報3」という。）

a 開示することができない部分

「相手方記載部分」、「対応内容記載部分」

- b 市の担当者が当該権利者（審査請求人）以外の第三者とやりとりを行った内容であり、「相手方記載部分」には、第三者の氏名及び続柄が記載されており、それ自体で審査請求人以外の特定の個人を識別することができ、「対応内容記載部分」には、第三者とのやりとりが記載されており、他の情報と照合することにより審査請求人以外の特定の個人を識別することができる。したがって、それぞれ法第78条第1項第2号に該当する。

ウ 法第78条の保有個人情報の開示義務について

本件各処分については、法第76条の規定による保有個人情報の開示を請求する権利を十分に尊重しながら、審査請求人以外の個人に関する情報については最大限に保護するなど、法を遵守して行っている。

審査請求人は、「処分の理由とされた特定の個人を識別できるという事実はない。」、「不開示決定した部分のうち特定の個人を特定することができない部分は、開示すべきである。」と主張しているが、本件開示請求において、審査請求人以外の第三者に係る個人情報については、法第78条第1項第2号の規定による不開示情報を除き、部分開示を決定しており、当該決定に当たり事実誤認等は認められない。

(3) 結論

以上のとおり、本件各処分は法令等に基づき適正に行われており、違法又は不当な点はない。

第6 審査会の判断

1 個人情報保護制度の基本的な考え方

法第1条は、「デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としている。

また、法第3条は、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取

り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。」との基本理念を示している。

当審査会は、法の目的及び基本理念に立って、法を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 不開示情報に係る法令の定め

(1) 法第78条第1項第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報とすることを定めている。ただし、次に掲げる情報は、不開示情報から除くと定めている。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

3 本件各処分の妥当性

当審査会では、処分庁から保有個人情報1、保有個人情報2、及び保有個人情報3の提示を受け、インカメラ審理により見分した上で、以下判断する。

(1) 保有個人情報1、保有個人情報2及び保有個人情報3について

審査会で見分したところ、保有個人情報1、保有個人情報2及び保有個人情報3において、開示されていない部分は、審査請求人以外の第三者の氏名及び続柄並びに市と審査請求人以外の第三者とのやりとりである。これらのうち、審査請求人以外の第三者の氏名及び続柄については、それ自

体で審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、市と審査請求人以外の第三者とのやりとりについても、他の情報と照合することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報と認められることから、法第78条第1項第2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハのいずれにも該当しないと認められ、不開示とすることが妥当である。

(2) 小括

以上のとおり、保有個人情報1、保有個人情報2及び保有個人情報3において不開示とした部分については、いずれも法第78条第1項第2号の不開示情報に該当するため、本件各処分は妥当であると認められる。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

	保有個人情報	保有個人情報 開示請求年月日	保有個人情報(部分 開示)決定通知書	審査請求年月日
保有個人 情報 1	個別記録簿 令和元年 7 月 18 日 権利者：●●●●●●	令和 7 年 10 月 10 日	令和 7 年 10 月 15 日 都指令第 62 号-1	令和 7 年 10 月 17 日
保有個人 情報 2	個別記録簿 令和元年 9 月 9 日 権利者：●●●●●●	令和 7 年 10 月 10 日	令和 7 年 10 月 15 日 都指令第 62 号-2	令和 7 年 10 月 17 日
保有個人 情報 3	個別記録簿 令和 2 年 4 月 28 日 権利者：●●●●●●	令和 7 年 10 月 10 日	令和 7 年 10 月 15 日 都指令第 62 号-3	令和 7 年 10 月 17 日

審査会の審議経過

年 月 日	処理内容
令和 8 年 3 月 2 5 日	諮問書の受理
令和 8 年 4 月 9 日	審議（書面開催）
令和 8 年 5 月 1 3 日	審査請求人から意見書を受理
令和 8 年 6 月 2 4 日	処分庁から意見聴取 審議
令和 8 年 8 月 5 日	審議

大網白里市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 谷 麻衣子
 委 員 佐 藤 拓 哉
 委 員 掛 飛 正 彦